

## 子ども・子育て支援新制度における利用者負担について（案）

### 1 本市における利用者負担・見直しについて

会費決定の基本的な考えかた

利用者負担額は、学童保育の総事業費の50%を負担するとした国の考え方を基本に本市としての会費の見直しを行います。

### 2 見直し案

待機児童の解消や平成27年度から実施する児童の集団規模の適正化(教室の分割)及び時間延長に伴う、経費について会費に反映させるものとします。

なお、実際の会費の積算にあたっては、時間延長による人件費や今後の利用児童数などを参考として、会費の基準額等を決定します。

### 3 会費改定に伴う課題

児童の集団規模の適正化(教室の分割)については、平成27年度から年次的に実施していくことを予定していますが、平成27年度以降の分割による経費について、今回の会費改定分として、利用者に負担を求めることについては、利用者の理解が得られません。

### 4 今後の方向性

会費については、計画的に児童の集団規模の適正化(教室の分割)を図っていくことから、学童保育室の分割、適正化の整備が整った段階において見直しを行うこととし、今回の利用者負担については、19時までの時間延長分のみ改正を行うこととします。

なお、分割完了後の会費改定は、今回の積算方法(考え方)を基本とします。



○会費見直しの基本的な考え方

$$\text{総事業費} \times 50\% \div \text{児童数} \div 12\text{ヵ月} = \text{会費/月}$$

○会費見直し案

(現状)

	月～金	月～土
通常	5,000	6,000
延長 (17～18時)	7,000	8,400



《集団規模の適正化完了以降の基準額》

29年度	月～金	月～土
通常	①5,900	②7,100
延長 (17～19時)	③8,900	④10,600

【案】時間延長による人件費から会費(1時間延長分)を算出する。

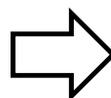
$$19,646,640\text{円(延長に係る人件費)} \times 50\%(\text{利用者負担率}) \div 745\text{人(ニーズ調査利用希望者)} = 13,185\text{円}$$

$$13,185\text{円} \div 12\text{ヵ月} = 1,098\text{円}$$

※ 整理し、月～金:1,000円。 月～土:1,200円

(現状)

	月～金	月～土
通常	5,000	6,000
延長 (17～18時)	7,000	8,400



(改正案)

H27～	月～金	月～土
通常	5,000	6,000
延長 (17～19時)	8,000	9,600